

議案第 24 号

多可町認知症高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例の制定について

多可町認知症高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 27 年 3 月 3 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町認知症高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町認知症高齢者グループホーム条例（平成18年多可町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号イ中「第18項」を「第19項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

多可町認知症高齢者グループホーム条例の新旧対照表

(下線は、改正部分)

現 行	改 正
<p>(対象)</p> <p>第5条 グループホームを利用できる者は、おおむね65歳以上の高齢者であって、中・軽度の認知症の症状がみられる者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第15条の2の規定により居宅介護(介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型共同生活介護に限る。)に係る介護扶助に係る者</p> <p>ウ (略)</p>	<p>(対象)</p> <p>第5条 グループホームを利用できる者は、おおむね65歳以上の高齢者であって、中・軽度の認知症の症状がみられる者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第15条の2の規定により居宅介護(介護保険法第8条第19項に規定する認知症対応型共同生活介護に限る。)に係る介護扶助に係る者</p> <p>ウ (略)</p>